

令和2年5月7日

新型コロナウイルス感染症対策情報について

令和2年5月7日（木）（午後4時～）に、第23回新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、下記のように決定及び検討いたしました。

記

【決定事項等】

- 東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けて、学校における対応方針を決定しました。（別紙1）

- 緊急事態措置期間が延長されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、融資や生活支援の貸し付け等を受ける場合に必要な住民票の写し等証明書について、申請時に申し出があれば交付手数料を無料とすることについて検討しました。

東京都における緊急事態措置等の期間延長を受けての対応について

1 学校

- ・ 小中学校の臨時休業期間については、5月31日までとする。
- ・ 児童・生徒一人ひとりの健康観察・学習支援等を実施するため、5月11日の週から、週に1回程度、ガイダンス日を設定する。
- ・ ガイダンス日については、三密にならないように、学年ごとに分散して少人数で実施する等の取組を行う。
- ・ ガイダンス日は、授業日数には含まないため、休んだ場合も欠席とはならない。休んだ児童・生徒に対しては、家庭訪問等で個別に対応する。